

文化財の不法な輸出、輸入及び所有権譲渡の 禁止及び防止に関する条約（仮訳）

1970年11月14日 第16回ユネスコ総会採択
1972年4月24日 効力発生

国際連合教育科学文化機関の総会は、1970年10月12日から同年11月14日までパリにおいてその第16回会期として会合し、

第14回会期において採択した国際文化協力の原則の宣言に含まれる諸規定の重要性を想起し、

科学的、文化的及び教育的目的のために行なわれる文化財の国際交流が人類の文明に関する知識を増大し、諸国民の文化生活を豊かにし並びに諸国民の相互の間に尊敬及び理解を生じさせるものであることを考慮し、

文化財が文明及び国民文化の基本的要素の一であること並びに文化財の真価はその起源、歴史及び伝統の背景についてのできる限り正確な知識を得ることによってのみ理解することができるものであることを考慮し、

自国の領域内に所在する文化財を盗難、盗掘及び不法な輸出の危険から保護することが各国の義務であることを考慮し、

これらの危険を避けるため、各国が自国及び他のすべての国の文化的遺産を尊重する道義的義務を一層自覚することが肝要であることを考慮し、

文化施設としての博物館、図書館及び古文書館が世界的に認められた道義上の原則に従って収集を行なうべきことを考慮し、

国際連合教育科学文化機関は国際条約を関係諸国に勧告することにより国際理解の増進を図ることをその使命の一としているが、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権譲渡はこの国際理解の障害となることを考慮し、

文化的遺産の保護は、緊密な協力関係の下に諸国間で国内的及び国際的に組織化される場合にのみ効果的に行なうことができるものであることを考慮し、

国際連合教育科学文化機関の総会が1964年にこの趣旨の勧告を採択したことを考慮し、

この会期の議事日程の第19議題である文化財の不法な輸入、輸出及び所有権譲渡の禁止及び防止の手段に関する新たな提案を審議し、

第15回会期においてこの問題を国際条約の対象とすべきことを決定したので、

1970年11月14日にこの条約を採択する。

第 1 条

この条約の適用上、「文化財」とは、宗教的理由によるかどうかを問わず、各国が考古学上、先史学上、歴史上、文学上、美術上又は科学上重要なものとして特に指定した物件で次の種類に属するものをいう。

- (a) 動物学上、植物学上、鉱物学上及び解剖学上希少価値を有する収集品及び標本並びに古生物学上価値を有する物件
- (b) 歴史（科学技術史、軍事史及び社会史を含む。）各国の指導者、思想家、科学者及び芸術家の生涯並びに各国の重大な事件に関する物件
- (c) 考古学上の発掘（正規の発掘及び盗掘を含む。）又は発見によって得られた物件
- (d) 美術的若しくは歴史的記念物の部分又は考古学的遺跡の部分
- (e) 製作後 100 年をこえる古器旧物。たとえば、銘文、貨幣、印鑑等
- (f) 民族学的価値を有する物件
- (g) 美術的価値を有する物件
 - (i) 肉筆の書画（生地及び材料を問わないものとし、商業用デザイン及び手によって装飾した加工品を除く。）
 - (ii) 彫刻、塑像、鑄像その他これらに類する物件（材料を問わない。）の原作品
 - (iii) 銅版画、木版画、石版画その他の版画の原作品
 - (iv) 美術的に構成し又は合成した物件（材料を問わない。）の原作品
- (h) 希少価値を有する手書き文書並びに単独で又は一括して特別な価値（歴史的、美術的、科学的、文学的その他の価値）を有する古版本、書籍、文書及び出版物
- (i) 単独の又は一括された郵便切手、収入印紙及びこれらに類する物件
- (j) 記録（音声、写真及び映画によるものを含む。）
- (k) 製作後 100 年をこえる家具及び古い楽器

第 2 条

- 1 締約国は、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権譲渡が当該文化財の原産国の文化的遺産を貧困化させる主要な原因の一であること並びに国際協力がそれらの不法な行為による危険から各国の文化財を保護するための最も効果的な手段の一であることを認める。
- 2 このため、締約国は、自国のとりうる手段により、特に、1 の不法な行為の原因を除去し、そのような行為が現在行なわれている場合にはこれを停止し、また、必要な補償を行なうために援助することにより、そのような行為を阻止することを約束する。

第 3 条

締約国がこの条約に基づいてとる措置に反して行なわれた文化財の輸入、輸出又は所有権譲渡は、不法とする。

第 4 条

この条約の適用上、締約国は、次の種類の文化財が各国の文化的遺産をなすものであることを認める。

- (a) 当該国の国民の個人又は集団の才能によって創造された文化財及び、当該国の領域内に居住する外国人又は無国籍者によりその領域内で創造された文化財で、当該国にとって重要なもの
- (b) 当該国の領域内で発見された文化財
- (c) 考古学、民族学又は自然科学の調査団が当該文化財の原産国の権限のある当局の同意を得て入手した文化財
- (d) 自由な合意に基づいて交換された文化財
- (e) 当該文化財の原産国の権限のある当局の同意の下に、贈与され又は合法的に購入した文化財

第 5 条

締約国は、不法な輸入、輸出及び所有権譲渡から自国の文化財を保護することを確保するため、文化的遺産の保護のための国内機関がまだ設置されていない場合には、自国の事情に応じて、自国の領域内にそのような機関を設置し、次の任務を効果的に実施するために十分な数の有資格職員を配慮することを約束する。

- (a) 文化的遺産の保護、特に、重要な文化財の不法な輸入、輸出及び所有権譲渡の防止を確保することを目的とする法令案の作成に貢献すること。
- (b) 重要な公私の文化財でその輸出により国の文化的遺産を明らかに貧困化させると思われるものの表を国の保護物件目録に基づいて作成しかつ常時整備すること。
- (c) 文化財の保存及び公開を確保するために必要な科学技術施設（博物館、図書館、古文書館、研究所、作業場等）の拡充又は設置を促進すること。
- (d) 考古学的研究のために設定された地区を保護すること。
- (e) 関係者（博物館の学芸担当者、収集家、古物商等）のため、この条約に定める倫理上の原則に従って規則を定め、かつ、その規則の遵守を確保するための措置をとること。
- (f) すべての国の文化的遺産に対する尊敬の念を鼓舞するための教育的措置をとり、かつこの条約の規定を周知させること。
- (g) 文化財が亡失し又は盗取された場合には、これについて適切な公示をすること。

第 6 条

締約国は、次のことを約束する。

- (a) 当該文化財の輸出が許可されたものであることを輸出国が明記する適当な証明書を採用すること、この証明書は、規則に従って輸出されるすべての文化財に添付する。

- (b) (a)の輸出証明書が添付されない限り、文化財が自国の領域外に輸出されることを禁止すること。
- (c) (b)の禁止の事実を適当な手段により、特に、文化財を輸出し又は輸入する可能性のある者に対して公示すること。

第 7 条

締約国は、次のことを約束する。

- (a) 自国の領域内に存在する博物館及び類似の施設が他の締約国を原産国とする文化財でこの条約が効力を生じた後に非合法的に輸出されたものを入手することを防止するため、国内法に従って必要な措置をとること。この条約が効力を生じた後に締約国である当該文化財の原産国から非合法的に搬出された文化財の売渡しの申し出があった場合には、当該締約国に対し、できる限りその旨を通報すること。
- (b) (i) 他の締約国の領域内に存在する博物館、公共的記念物（宗教的であるかどうかを問わない。）その他類似の施設から関係国についてこの条約が効力を生じた後に盗取された文化財（当該施設の所蔵品目録に属することが証明されたものに限る。）の輸入を禁止すること。
 - (ii) 原産国である締約国の要請により、当該両国についてこの条約が効力を生じた後に輸入された盗取された文化財の回復及び返還について適当な手段をとること。ただし、要請を行なう締約国が当該文化財の善意の購入者又は当該文化財に対して正当な権原を有する者に対し適正な補償金を支払うことを条件とする。回復及び返還の要請は、外交機関を通じて行なう。要請を行なう締約国は、回復及び返還の請求権を確立するために必要な書類その他の証拠資料を、自己の費用負担によって提出する。締約国は、この条の規定に従って返還される文化財に対し関税その他の課徴金を課してはならない。文化財の返還及び送達に係るすべての経費は、要請を行なう締約国が負担する。

第 8 条

締約国は、第6条(b)及び前条(b)に規定する禁止に違反して責めを負うべき者に対し刑事罰又は行政罰を科することを約束する。

第 9 条

考古学的又は民族学的資料の盗取により自国の文化的遺産が危険にさらされている締約国は、関係国に呼びかけることができる。このような場合には、締約国は、必要な具体的措置（当該資料のうち特定のもの輸出、輸入及び国際取引の取締りを含む。）を決定しかつ実施するため、国際間で一致協力することを約束する。関係各国は、取極を行なうまでの間、呼びかけを行な

った締約国の文化的遺産が回復し難い損傷を受けることを防止するために必要な暫定措置をとる。

第 10 条

締約国は、次のことを約束する。

- (a) 教育、情報及び監視の手段により、締約国から非合法的に搬出された文化財の移動を抑制すること。また、文化財の各物件ごとの出所、売手の住所及び氏名並びに売却した各物件の特徴及び価格を記録した台帳を備えること並びに文化財の買手に対し当該文化財について輸出禁止の措置がとられることのある旨を通報することを、自国の事情に応じて古物商に義務づけること。この義務に違反した者には、自国の事情に応じて刑事罰又は行政罰を科する。
- (b) 文化財の価値並びに盗難、盗掘及び不法輸出が文化的遺産にもたらす脅威につき教育の手段を通じて国民の自覚を促すための努力をすること。

第 11 条

外国による国土占領に直接又は間接に起因する強制的な文化財の輸出及び所有権譲渡は、不法であるとみなす。

第 12 条

締約国は、自国が国際関係について責任を負う領域内に所在する文化的遺産を尊重するものとし、並びに同領域における文化財の不法な輸入、輸出及び所有権譲渡を禁止し及び防止するため適当な措置をとる。

第 13 条

締約国は、また、自国の法律に従うことを条件として、次のことを約束する。

- (a) 文化財の不法な輸入又は輸出を誘発するおそれのある所有権譲渡をすべての適当な手段によって防止すること。
- (b) 不法に輸出された文化財がその正当な所有者にすみやかに返還されるよう自国の権限のある機関が協力することを確保すること。
- (c) 亡失し又は盗取された文化財の正当な所有者又はその代理人が提起する当該文化財の回復の訴えを受理すること。
- (d) ある種の文化財に関し譲渡が禁止され、その結果輸出も禁止される物件として分類し及び宣言することは各締約国の権利でありかつ時効が適用されることのない権利であると認めるものとし、当該文化財が輸出された場合には、当該締約国がそれを回復することについて便宜を図ること。

第 14 条

締約国は、不法な輸出を防止し及びこの条約の実施から生ずる義務を遂行するため、文化的遺産の保護に責任を有する国内機関に対しできる限り十分な予算を割り当てるものとし、また、必要があるときは、このための基金を設置する。

第 15 条

この条約のいかなる規定も、この条約が関係国について効力を生ずる前に原産国の領域から搬出された文化財(その搬出の理由のいかんを問わない。)の返還に関し締約国の間で特別の協定を締結すること又はすでに締結した協定の実施を継続することを妨げるものではない。

第 16 条

締約国は、国際連合教育科学文化機関の総会が決定する期限及び様式で同総会に提出する定期報告において、自国が採択した立法上及び行政上の規定その他この条約を適用するためにとった措置に関し、この分野で得た経験の詳細の報告とともに通報する。

第 17 条

- 1 締約国は、国際連合教育科学文化機関の技術援助を特に次の事項について求めることができる。
 - (a) 情報及び教育
 - (b) 協議及び専門家の助言
 - (c) 調整及びあっせん
- 2 国際連合教育科学文化機関は、文化財の不法な移動に関する問題につき、自発的に調査研究を行ない及び研究結果を発表することができる。
- 3 国際連合教育科学文化機関は、このため、権限のある非政府間機関の協力を求めることができる。
- 4 国際連合教育科学文化機関は、この条約の実施に関し、締約国に対し自発的に提案を行なうことができる。
- 5 この条約の実施に関して現に係争中の少なくとも二の締約国から要請があった場合には、国際連合教育科学文化機関は、当該締約国間で和解が成立するようあっせんをすることができる。

第 18 条

この条約は、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語で作成した。それらの4本文は、ひとしく正文とする。

第 19 条

- 1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の各加盟国により、それぞれ自国の憲法上の手続に従って批准され又は受諾されなければならない。
- 2 批准書又は受諾書は、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託する。

第 20 条

- 1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の非加盟国で同機関の執行委員会により加入のために招請されたものの加入のために開放される。
- 2 加入は、国際連合教育科学文化機関事務局長に加入書を寄託することによって行なう。

第 21 条

この条約は、3番目の批准書、受諾書又は加入書の寄託の日の後3箇月で当該寄託日又はそれ以前に批准書、受諾書又は加入書を寄託した国についてのみ効力を生ずる。その他の国については、その批准書、受諾書又は加入書の寄託の後3箇月で効力を生ずる。

第 22 条

締約国は、この条約が自国の本土のみでなく、自国が国際関係について責任を負う領域の全部についても適用されることを認める。締約国は、必要があるときは、これらの領域についてこの条約を適用するため、批准、受諾若しくは加入の時又はこれに先だってこれらの領域の政府又は他の権限のある当局と協議するものとし、この条約が適用される領域を国際連合教育科学文化機関事務局長に通告する。その通告は、受領の日の後3箇月で効力を生ずる。

第 23 条

- 1 締約国は、自国のため又は自国が国際関係について責任を負う領域のため、この条約を廃棄することができる。
- 2 廃棄は、書面によって通告するものとし、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託する。
- 3 廃棄は、廃棄通告書の受領の後12箇月で効力を生ずる。

第 24 条

国際連合教育科学文化機関事務局長は、同機関の加盟国、第20条の非加盟国及び国際連合に対し、第19条及び第20条に規定する批准書、受諾書及び加入書並びに第22条の通告書及び前条の廃棄通告書の寄託を通報する。

第 25 条

- 1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の総会によって改正することができる。この場合

において、当該改正は、改正条約の締約国となる国のみを拘束する。

- 2 総会がこの条約の全部又は一部を改正する新たな条約を採択した場合には、新たな改正条約に別段の定めがない限り、新たな改正条約が効力を生ずる日からこの条約を批准し、受諾し又はこれに加入することができない。

第 26 条

この条約は、国際連合憲章第 102 条の規定に従い、国際連合教育科学文化機関事務局長の要請により、国際連合事務局に登録する。

1970 年 11 月 17 日にパリで、国際連合教育科学文化機関の第 16 回総会議長及び国際連合教育科学文化機関事務局長の署名を有する本書 2 通を作成した。本書は、国際連合教育科学文化機関に寄託するものとし、その認証謄本は、第 19 条及び第 20 条に規定する国並びに国際連合に送付する。

以上は、国際連合教育科学文化機関の総会が、パリで開催されて 1970 年 11 月 14 日に閉会を宣言されたその第 16 回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、われわれは、1970 年 11 月 17 日に署名した。

総会議長	アティリオ・デロロ・マイニ
事務局長	ルネ・マウ